

事務連絡
平成 23 年 3 月 24 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）
産業廃棄物主管課 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

優良産廃処理業者認定制度の施行について

日頃から、廃棄物・リサイクル対策の推進について御理解・御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 22 年改正廃棄物処理法に基づく新制度である「優良産廃処理業者認定制度」を平成 23 年 4 月 1 日から施行いたします。本制度については、平成 23 年 2 月 4 日付け環廃対発 110204005 号・環廃産発 110204002 号にて廃棄物対策課長及び産業廃棄物課長から通知されたところですが、なお下記の事項に御留意の上、本制度の運用と周知を行っていただくようお願い致します。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 別添のとおり「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」を作成したので、本制度の運用にあたり参考とされたいこと。
2. 排出事業者に対し、産業廃棄物処理業等の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（以下「優良基準」という。）に適合する旨の都道府県知事等の認定又は確認（以下「優良認定等」という。）を受けた者の活用を促すためには、優良認定等を受けた者の名称、許可番号等を広く一般に公表すること等が必要であり、情報の積極的な普及をお願いすること。この際、申請時には優良基準に適合していたものの、その後、特定不利益処分がなされたり、情報の更新が優良基準に従って実施されていないなど、優良基準に適合しなくなった場合は、当該処理業者に係る公表情報を適切な情報に適宜改めていただきたいこと。
3. 新たに優良認定等を行った場合は、優良認定等を受けた者の名称、許可年月日、許可番号、優良基準に基づく公表情報を閲覧できるホームページのアドレス等の情報を、別添の様式にて当職まで御提供いただきたいこと。当省においては、当該情報を取りまとめて他の都道府県及び「産廃情報ネット」を運営している適正処理推進センター（財団法人産業廃棄物処理事業振興財団）に提供することとしていること。また、その後、優良認定等を受けた者が優良基準に適合しなくなった場合や、許可を取り消された場合も、同様に情報を御提供いただきたいこと。

以上

【別添資料】

- ・優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル
- ・優良認定適合事業者情報提供様式

<問合せ先>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課再生利用審査指導係

担当：佐藤

Tel：03-3581-3351（内線 6879）